

令和5年度 第1回

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊No. 1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業	
	最低賃金専門部会委員名簿	----- P. 1
別冊No. 2 -1	広島県製鉄業等最低賃金(現行)	----- P. 2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P. 3
-3	中分類	P. 5
-4	令和5年度適用使用者数及び適用労働者数	P. 13
別冊No. 3	令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況(鉄鋼等)	----- P. 15
別冊No. 4	令和5年度最低賃金実態調査概要(製鉄業等)	----- P. 16
4 -1	最低賃金実態調査における分位偏差	----- P. 22
4 -2	賃金分布図	----- P. 23
4 -3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移	----- P. 25
4 -4	中位数・時間当たり平均賃金額	----- P. 26
4 -5	事業所規模別未満率	----- P. 27
4 -6	引上げ試算表(令和5年 製鉄業等)	----- P. 28
4 -7	経過表(製鉄業等)	----- P. 29

令和5年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金)

広島労働局

令和5年9月11日任命

区分	氏名	現職
公益代表	くるまもと しん 普 車元 晋	弁護士
	なかはら よしこ 中原 良子	弁護士
	みつい まさのぶ 三井 正信	安田女子大学教授
労働者代表	おくのぶ はるしげ 奥信 明繁	JFEスチール福山労働組合 書記長
	ささき よしひろ 佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	ひがし ひろみち 東 博道	淀川製鋼所呉労働組合 執行委員長
使用者代表	くわだ とよゆき 桑田 豊幸	大和重工株式会社 相談役
	はせがわ のぶお 長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	やすだ しんいちろう 安田 新一郎	JFEスチール株式会社西日本製鉄所 労働人事部福山労働人事室長

[注] 1. 太字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,024円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業
<p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く）、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く）、可鍛鑄鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
<p>日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より （青字及び赤字は事務局にて加筆）</p>
<p>E22 鉄鋼業のうち</p> <p>E220 管理，補助的経済活動を行う事業所 （221 製鉄業（県最賃適用業種を除く）、223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、225 鉄素型材製造業（県最賃適用業種を除く）、229 その他の鉄鋼業に限る）</p> <p>E2200 主として管理事務を行う本社等 E2209 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E221 製鉄業</p> <p>E2211 高炉による製鉄業 E2212 高炉によらない製鉄業（県最賃適用） E2213 フェロアロイ製造業（県最賃適用）</p> <p>E223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）</p> <p>E2231 熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く） E2232 冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く） E2233 冷間ロール成型形鋼製造業 E2234 鋼管製造業 E2235 伸鉄業 E2236 磨棒鋼製造業 E2237 引抜鋼管製造業 E2238 伸線業 E2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）</p> <p>E225 鉄素型材製造業</p> <p>E2251 鋳鉄铸件製造業（鑄鉄管，可鍛鑄鉄を除く） E2252 可鍛鑄鉄製造業 E2253 鑄鋼製造業（県最賃適用） E2254 鍛工品製造業（県最賃適用） E2255 鍛鋼製造業（県最賃適用）</p>

E229 その他の鉄鋼業

E2291 鉄鋼シャースリット業

E2292 鉄スクラップ加工処理業

E2293 鑄鉄管製造業

E2299 他に分類されない鉄鋼業

L7282 純粋持株会社

(221 製鉄業 (県最賃適用業種を除く)、223 製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)、225 鉄素形材製造業 (県最賃適用業種を除く)、229 その他の鉄鋼業に限る)

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

大分類E－製造業

中分類22－鉄鋼業

総説

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される。

220 管理, 補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)

2200 主として管理事務を行う本社等

主として鉄鋼業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として鉄鋼業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

221 製鉄業

2211 高炉による製鉄業

主として高炉により銑鉄を製造する事業所をいう。

また、一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所も本分類に含まれる。

高炉が吹止しているものはこの分類に含まれない。

- 高炉銑製造業；圧延鋼材製造業（高炉が稼動しているもの）；普通鋼製造業（高炉が稼動しているもの）；特殊鋼製造業（高炉が稼動しているもの）；鋼管製造業（高炉が稼動しているもの）

2212 高炉によらない製鉄業（県最賃適用）

主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所をいう。

また、主として純鉄、原鉄、ベースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を行う事業所も本分類に含まれる。

純鉄粉を製造する事業所は小分類 229 [2299] に分類される。

- 電気炉銑製造業；小形高炉銑製造業；再生炉銑製造業；純鉄製造業；原鉄製造業；ベースメタル製造業

2213 フェロアロイ製造業（県最賃適用）

主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。

- 合金鉄製造業

222 製鋼・製鋼圧延業(県最賃適用)

2221 製鋼・製鋼圧延業

主として転炉，電気炉により鋼塊を製造し，又はその鋼塊から形鋼，棒鋼，線材，厚板，薄板，帯鋼，鋼管などの鋼材を製造する事業所をいう。

転炉，電気炉が休止しているものはこの分類には含まれない。高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は小分類 221 [2211] に分類される。

- 製鋼業(転炉，電気炉が稼動しているもの)；圧延鋼材製造業(転炉，電気炉が稼動しているもの)；特殊鋼製造業(転炉，電気炉が稼動しているもの)；鋼管製造業(転炉，電気炉が稼動しているもの)

223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)

2231 熱間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)

主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼, 棒鋼, 線材, 厚板, 薄板, 帯鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○熱間圧延業(製鋼を行わないもの)

2232 冷間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)

主として他から受け入れた薄板, 帯鋼などから冷間圧延により冷延鋼板, 磨帯鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○冷延鋼板製造業; 磨帯鋼製造業

2233 冷間ロール成型形鋼製造業

主として他から受け入れた広幅帯鋼, 帯鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。

○軽量形鋼製造業

2234 鋼管製造業

主として他から受け入れた管材, 広幅帯鋼, 帯鋼などから継目無鋼管, 電縫鋼管, 鍛接鋼管などを製造する事業所をいう。

○継目無鋼管製造業; 電縫鋼管製造業; ガス溶接鋼管製造業; 鍛接鋼管製造業

2235 伸鉄業

主として他から受け入れた圧延鋼材の発生品, ミスロール, 鋼くずなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼, 薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○伸鉄製造業; 再生仕上鋼板製造業

2236 磨棒鋼製造業

主として他から受け入れた棒鋼から冷間引抜などにより磨棒鋼を製造する事業所をいう。

○磨棒鋼製造業

2237 引抜鋼管製造業

主として他から受け入れた鋼管(中古管を含む)から引抜鋼管を製造する事業所をいう。

○引抜鋼管製造業; 再生引抜鋼管製造業

2238 伸線業

主として他から受け入れた線材, パーインコイルから線引きにより鉄線, 硬鋼線, ピアノ線などを製造する事業所をいう。

さらにその線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

- 鉄線製造業；硬鋼線製造業；ピアノ線製造業；くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）；針金製造業（線材から一貫作業によるもの）；金網製造業（線材から一貫作業によるもの）；ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの）；PC鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）
- ×くぎ製造業（線材から一貫作業によらないもの）〔2471〕；針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）〔2249〕；金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）〔2479〕；鋼索製造業（線材から一貫作業によらないもの）〔2479〕

2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。

- 溶接形鋼製造業

224 表面処理鋼材製造業(県最賃適用)**2241 亜鉛鉄板製造業**

主として他から受け入れた薄板, 広幅帯鋼などから亜鉛鉄板を製造する事業所をいう。

- 亜鉛鉄板製造業; 着色亜鉛鉄板製造業

2249 その他の表面処理鋼材製造業

主として他から受け入れた鋼管, 鋼材からめっき鋼管, 他に分類されない表面処理鋼材を製造する事業所をいう。

- 亜鉛めっき鋼管製造業 ; ブリキ製造業; 針金製造業(線材から一貫作業によらないもの); 亜鉛めっき硬鋼線製造業; ビニル鋼板製造業; ティンフリースチール製造業

- ×針金製造業(線材から一貫作業によるもの) [2238]

225 鉄素型材製造業

2251 銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管, 可鍛鋳鉄を除く)

主として他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管, 可鍛鋳鉄以外の機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造する事業所をいう。

- 機械用銑鉄鋳物製造業; 日用品用銑鉄鋳物製造業
- ×鋳鉄管製造業 [2293]; 可鍛鋳鉄製造業 [2252]

2252 可鍛鋳鉄製造業

主として他から受け入れた銑鉄から可鍛鋳鉄を製造する事業所をいう。

- 可鍛鋳鉄製造業; 合金可鍛鋳鉄製造業; 靴底金製造業; パイプ継手製造業

2253 鋳鋼製造業(県最賃適用)

主として鋼鋳物を製造する事業所をいう。

- 鋳鋼製造業

2254 鍛工品製造業(県最賃適用)

主として他から受け入れた棒鋼などからハンマ, プレスなどで型鍛造などを行い鍛工品を製造する事業所をいう。

- 鍛工品製造業

2255 鍛鋼製造業(県最賃適用)

主として鋼塊を製造し, 更に鋼塊からハンマ, プレスなどで鍛鋼品を製造する事業所をいう。

他から受け入れた鋼塊, 鋼半製品からの鍛鋼を製造する事業所も本分類に含まれる。

- 鍛鋼製造業

229 その他の鉄鋼業

2291 鉄鋼シャースリット業

主として他から受け入れた広幅帯鋼，帯鋼，鋼板の切断（溶断を含む）を行う事業所をいう。

- 鉄鋼シャーリング業；鉄鋼スリット業

2292 鉄スクラップ加工処理業

主として他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉，転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所をいう。

- 鉄スクラップ加工処理業；製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャーリング業；製鋼原料用鉄スクラップシュレッダー業；製鋼原料用鉄スクラップ化学処理業
- ×鉄鋼シャースリット業〔2291〕；鉄スクラップ卸売業〔5362〕；鉄くず破碎請負業〔9299〕

2293 鑄鉄管製造業

主として他から受け入れた銑鉄から鑄鉄管を製造する事業所をいう。

- 鑄鉄管製造業

2299 他に分類されない鉄鋼業

主として他に分類されない鉄鋼を製造する事業所をいう。

- 鉄粉製造業；純鉄粉製造業；純鉄圧延業；ペレット製造業

7282 純粋持株会社

本業を持たずに，他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 純粋持株会社

令和5年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	1	1
E2211 高炉による製鉄業	2	5,079
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	10	588
E225 鉄素形材（鋳鉄铸件）製造業	39	1,143
E229 その他の鉄鋼業	176	2,392
計	228	9,203

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	16	59
E244 建設用・建築用金属製品製造業	539	5,609
E249 その他の金属製品製造業	60	1,535
計	615	7,203

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	339	8,291
E26 生産用機械器具製造業	871	18,295
E27 業務用機械器具製造業	24	433
計	1,234	27,019

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57	6,723
E29 電気機械器具製造業	253	6,553
E30 情報通信機械器具製造業	8	211
計	318	13,487

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E310 管理，補助的活動を行う事業所	8	48
E311 自動車・同附属品製造業	276	33,529
計	284	33,577

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E310 管理，補助的活動を行う事業所	8	48
E313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	443	10,303
計	451	10,351

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I560 管理，補助的活動を行う事業所	4	854
I561 百貨店，総合スーパー	42	8,294
I569 その他の各種商品小売業	33	371
計	79	9,519

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I590 管理，補助的活動を行う事業所	17	435
I591 自動車小売業	1,558	10,453
計	1,575	10,888

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出 種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	部会 結審
北海道	920	2	鉄鋼	-	979	1,000	+21	改正	協約	7/1	7/28	8/8	有	9/27
青森	853	5	鉄鋼	-	929	958	+29	改正	協約	8/3	8/9	9/16	有	9/27
岩手	854	9	鉄鋼・金属製品	-	878	908	+30	改正	協約	7/28	8/23	9/8	有	10/31
宮城	883	15	鉄鋼	-	953	983	+30	改正	協約	7/20	7/28	8/23	有	10/7
茨城	911	31	鉄鋼	-	975	1,004	+29	改正	協約	7/12	8/5	9/8	有	10/24
群馬	895	41	鉄鋼	-	946	976	+30	改正	協約	7/20	8/1	8/12	有	10/24
千葉	984	52	鉄鋼	-	1,023	1,054	+31	改正	協約	6/28	8/2	8/23	有	10/7
東京	1072	58	鉄鋼	-	871	-	-	改正	協約	8/4	9/16	11/18	無	11/2
神奈川	1,071	63	鉄鋼	-	874	-	-	改正	協約	7/25	8/2	12/16	無	11/30
静岡	944	99	鉄鋼・非鉄金属	-	954	979	+25	改正	公正	7/1	8/3	8/9	有	10/6
愛知	986	104	鉄鋼	-	996	1,018	+22	改正	協約	6/27	7/1	8/4	有	10/4
大阪	1023	132	鉄鋼	-	996		-	改正	協約	6/29	7/6	10/31	無	
兵庫	960	140	鉄鋼	-	992	1,024	+32	改正	協約	7/5	7/15	8/23	有	9/26
和歌山	889	151	鉄鋼	-	977	1,008	+31	改正	協約	7/15	7/28	8/23	有	10/20
島根	857	155	鉄鋼	-	954	987	+33	改正	公正	7/6	8/25	8/25	有	9/30
岡山	892	162	鉄鋼	-	985	1,010	+25	改正	協約	6/20	7/5	9/6	有	10/5
広島	930	168	鉄鋼	-	995	1,024	+29	改正	協約	6/15	8/5	8/5	有	10/25
山口	888	176	鉄鋼・非鉄金属	-	995	1,024	+29	改正	協約	6/17	7/29	7/29	有	10/7
福岡	900	194	鉄鋼	-	980	1,010	+30	改正	協約	6/20	7/28	8/17	有	10/5
大分	854	208	鉄鋼	-	981	1,010	+29	改正	協約	7/14	8/1	8/23	有	10/21

令和5年度

最低賃金実態調査の概要

(製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛
鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業)

広島労働局

-資 料 目 次-

資料No. 4 - 1 分位偏差

資料No. 4 - 2 賃金分布図グラフ

資料No. 4 - 3 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ

資料No. 4 - 4 中位数・時間当たりの平均賃金額

資料No. 4 - 5 事業所規模未満率

資料No. 4 - 6 引上げ試算表

資料No. 4 - 7 経過表（平成 16 年～令和 4 年度）

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金並びに広島県特定(産業別)最低賃金改正のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1～99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29人の民営事業所のうちから、「平成30年経済センサス(令和3年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、小売業のうち、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99人の民営事業所を、各種飲食料品小売業については、規模にかかわらず対象とした。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29人の事業所は全労働者、労働者30～99人の事業所は2分の1の労働者、そして100人以上の事業所については、5分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

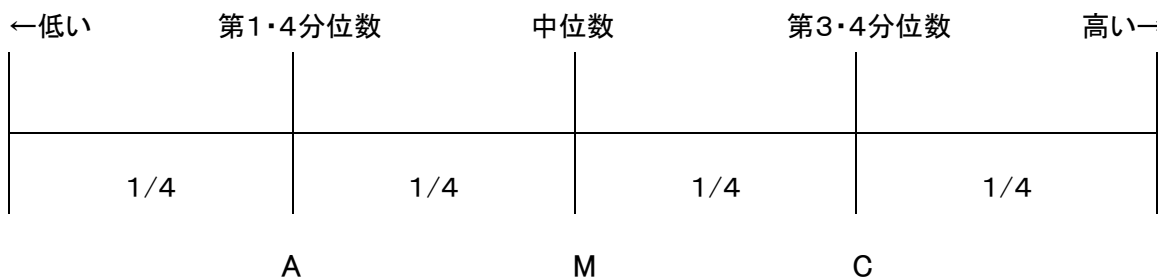
調査は通信調査とし、令和5年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を行った。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の1、10 分の1、4分の1などの境界に当たる数値を当該分布の第1・20 分位数、第1・10 分位数、第1・4分位数と呼び、2分の1(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$4分位分散係数 = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差
(製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業)

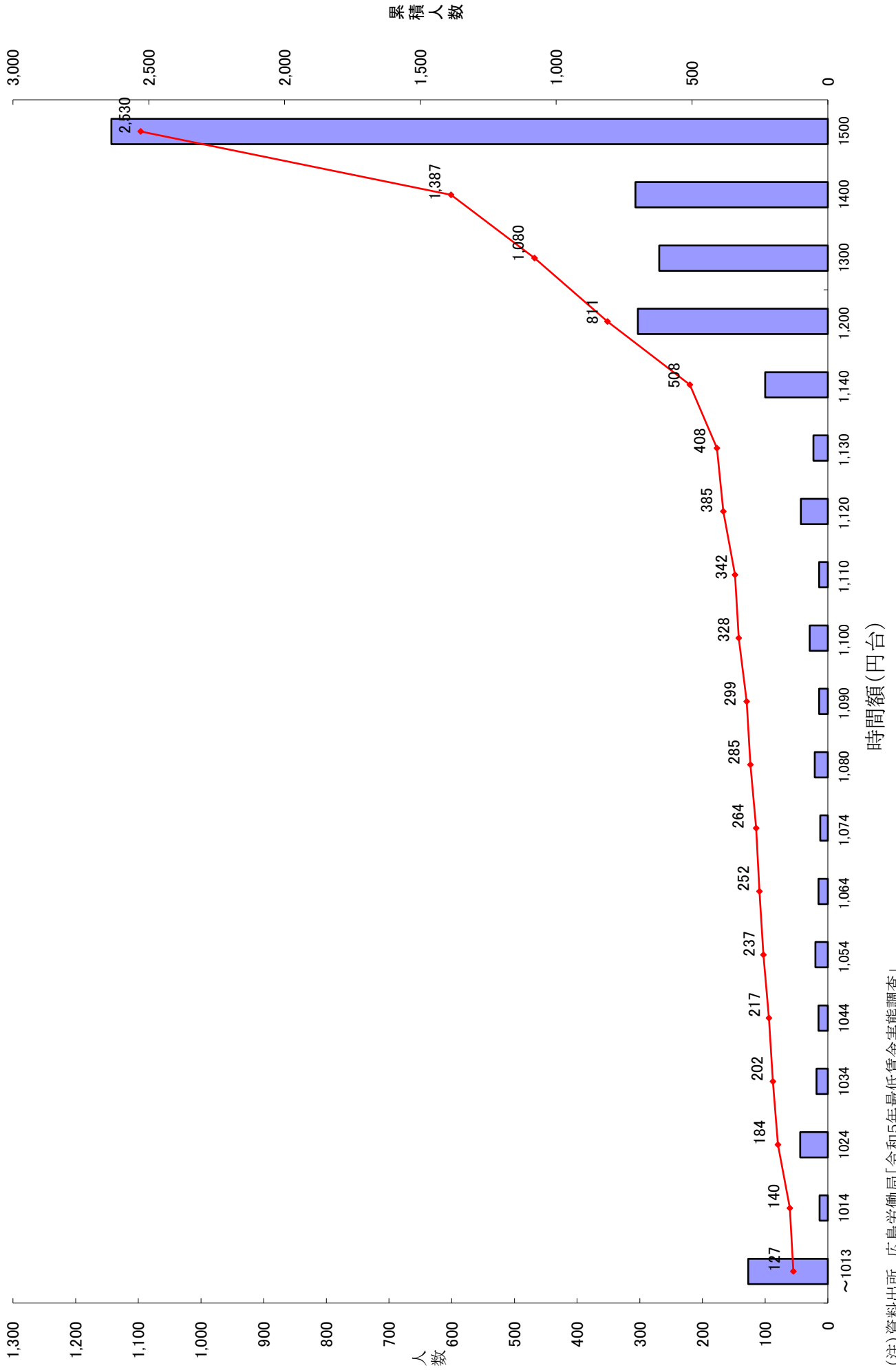
規模	内 訳	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	第1・20分位数(円)	900	930	954	960	989	1,010
	対前年増減率	16.88%	3.33%	2.58%	0.63%	3.02%	2.12%
	第1・10分位数(円)	1,003	1,000	995	1,000	1,030	1,076
	対前年増減率	16.09%	-0.30%	-0.50%	0.50%	3.00%	4.47%
	第1・4分位数(円)	1,159	1,175	1,173	1,181	1,192	1,236
	対前年増減率	11.55%	1.38%	-0.17%	0.68%	0.93%	3.69%
	中位数(円)	1,420	1,403	1,345	1,425	1,421	1,452
	対前年増減率	15.45%	-1.20%	-4.13%	5.95%	-0.28%	2.18%
	労働者数	3,163	2,578	2,312	2,977	2,899	2,530
19人	第1・20分位数(円)	731	910	922	946	971	996
	対前年増減率	-14.00%	24.49%	1.32%	2.60%	2.64%	2.57%
	第1・10分位数(円)	875	950	951	981	1,000	1,021
	対前年増減率	-1.91%	8.57%	0.11%	3.15%	1.94%	2.10%
	第1・4分位数(円)	1,167	1,149	1,079	1,121	1,008	1,159
	対前年増減率	14.86%	13.09%	-7.54%	3.89%	-10.08%	14.98%
	中位数(円)	1,507	1,429	1,391	1,420	1,370	1,395
	対前年増減率	27.07%	20.49%	-7.70%	2.08%	-3.52%	1.82%
	労働者数	528	462	359	507	496	457
1029人	第1・20分位数(円)	897	902	954	949	985	1,000
	対前年増減率	18.03%	0.56%	5.76%	0.52%	3.79%	1.52%
	第1・10分位数(円)	1,000	946	1,000	996	1,035	1,050
	対前年増減率	29.87%	-5.40%	5.71%	0.40%	3.91%	1.45%
	第1・4分位数(円)	1,147	1,136	1,189	1,129	1,213	1,207
	対前年増減率	22.67%	-0.96%	4.67%	-5.05%	7.44%	-0.49%
	中位数(円)	1,331	1,365	1,378	1,383	1,415	1,417
	対前年増減率	16.24%	2.55%	0.95%	0.36%	2.31%	0.14%
	労働者数	1,238	1,049	1,014	1,199	1,146	1,000
3099人	第1・20分位数(円)	957	1,019	969	991	1,000	1,050
	対前年増減率	7.29%	6.48%	-4.91%	2.27%	0.91%	5.00%
	第1・10分位数(円)	1,022	1,089	1,029	1,069	1,071	1,160
	対前年増減率	2.00%	6.56%	-5.51%	3.89%	0.19%	8.31%
	第1・4分位数(円)	1,181	1,212	1,167	1,215	1,192	1,301
	対前年増減率	5.35%	2.62%	-3.71%	4.11%	-1.89%	9.14%
	中位数(円)	1,460	1,418	1,304	1,456	1,439	1,513
	対前年増減率	14.15%	2.88%	-8.04%	11.66%	-1.17%	5.14%
	労働者数	1,397	1,067	940	1,271	1,257	1,073

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業の最低賃金

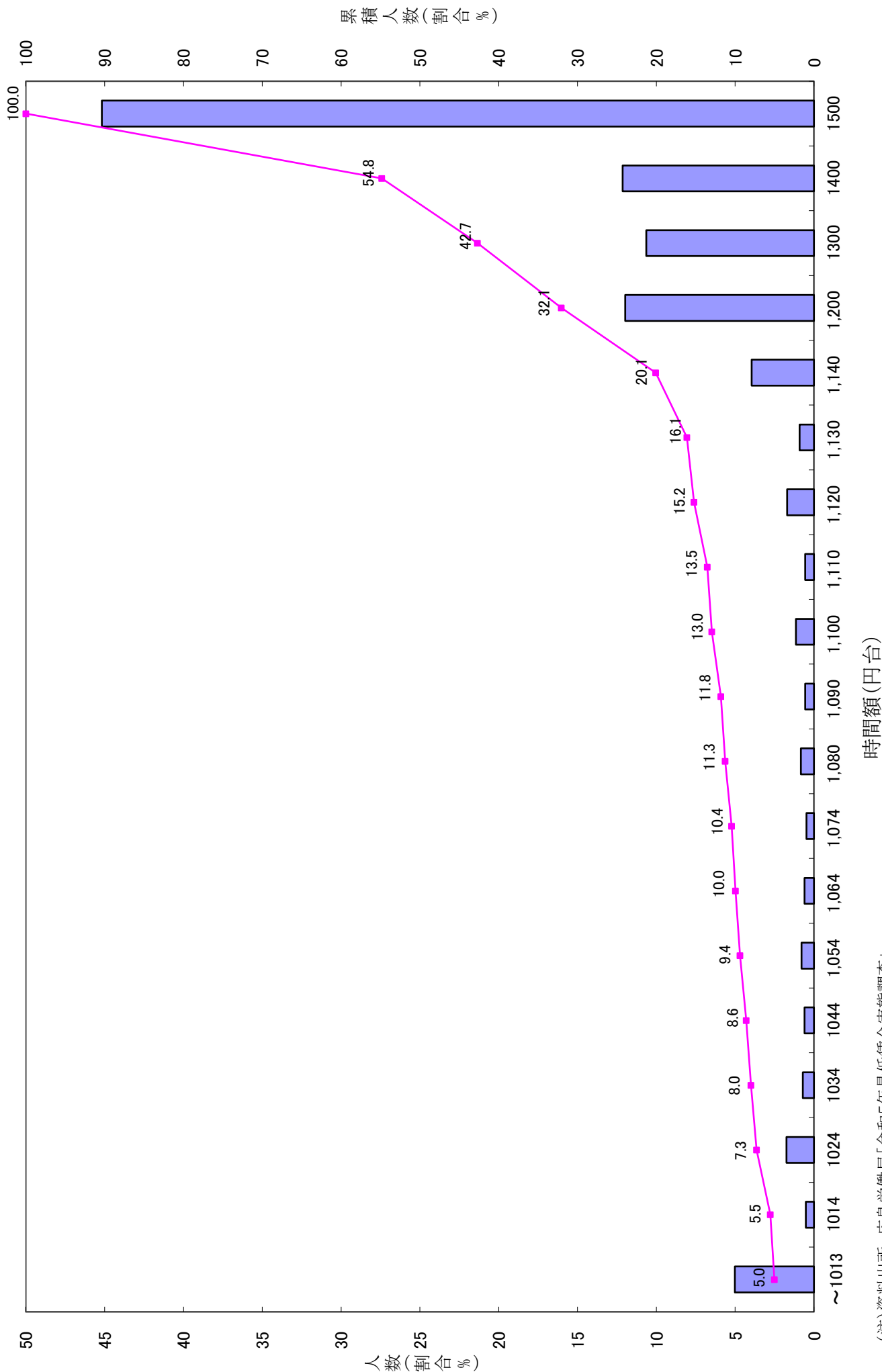
年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時 間 額	922円	946円	969円	970円	995円	1,024円
発 効 日	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31

賃金分布図 令和5年 製鉄業～その他の鉄鋼業



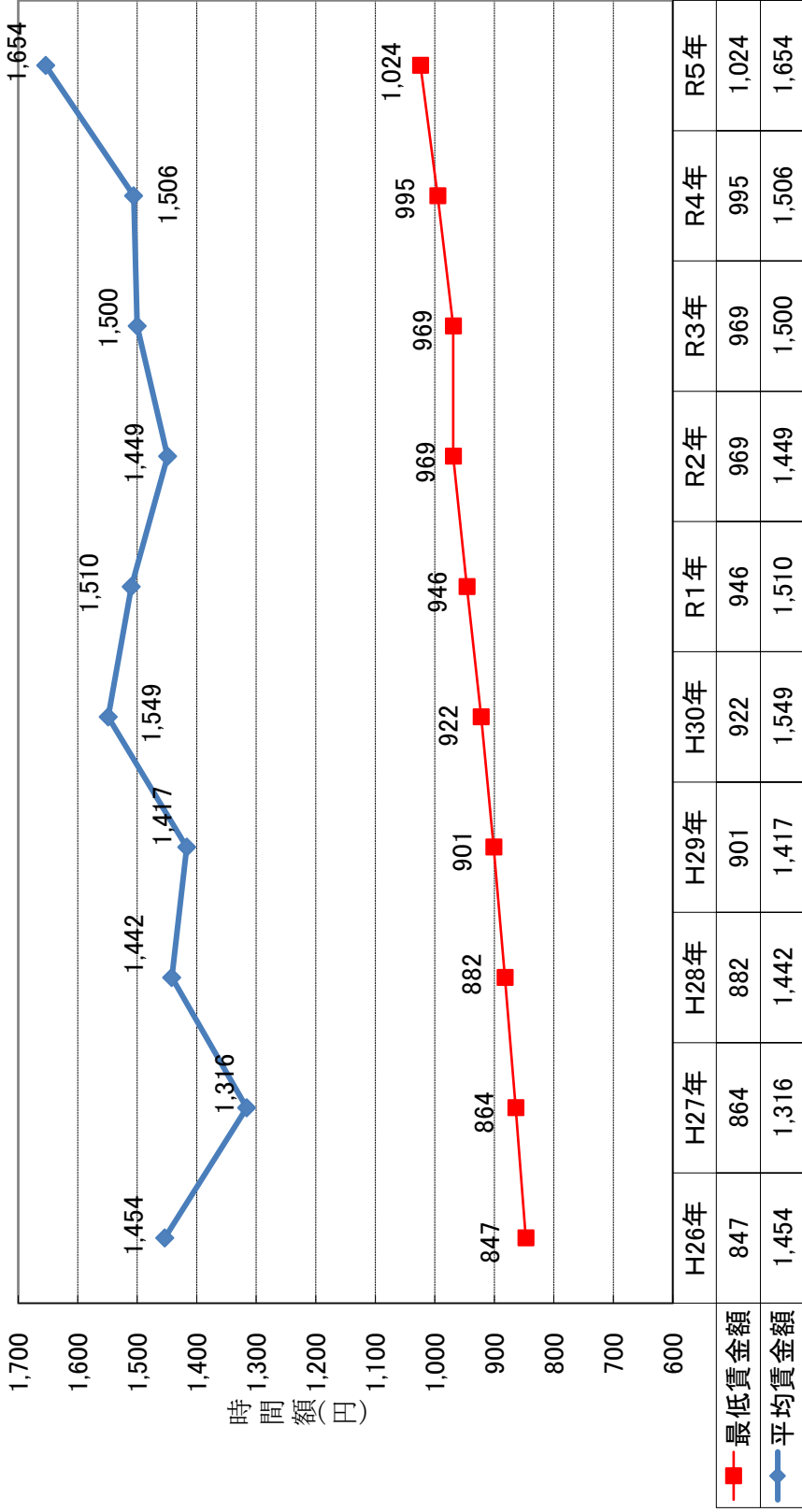
(注)資料出所 広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」

賃金分布図 令和5年 製鉄業～その他の鉄鋼業



(注)資料出所 広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」

製鉄業～その他の鉄鋼業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



(注)資料出所 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

中位数・時間当たりの平均賃金額

製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

最低賃金額 1,024円

	全地域	
	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	1,452 円	1,654 円
規模(1～9人)	1,395 円	1,495 円
規模(10～29人)	1,417 円	1,524 円
規模(30～99人)	1,513 円	1,844 円

(注) 資料出所 広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

最低賃金額 1,024円

	全地域	
	未満率	未満労働者数
規模計	5.5%	140人
規模(1～9人)	10.5%	48人
規模(10～29人)	7.6%	76人
規模(30～99人)	1.4%	15人

全労働者数	2,530
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和5年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和5年 製鉄業、鋼材、鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%) (未満率)	(人)
【 現 行 】		1024		
1	0.10	1,025	6.7	170
2	0.20	1,026	6.7	170
3	0.29	1,027	6.7	170
4	0.39	1,028	6.9	174
5	0.49	1,029	6.9	174
6	0.59	1,030	6.9	174
7	0.68	1,031	7.0	176
8	0.78	1,032	7.0	176
9	0.88	1,033	7.1	180
10	0.98	1,034	7.3	184
11	1.07	1,035	7.4	187
12	1.17	1,036	7.5	189
13	1.27	1,037	7.7	195
14	1.37	1,038	7.7	195
15	1.46	1,039	7.7	195
16	1.56	1,040	7.7	195
17	1.66	1,041	7.8	199
18	1.76	1,042	7.8	199
19	1.86	1,043	8.2	202
20	1.95	1,044	8.2	202
21	2.05	1,045	8.0	202
22	2.15	1,046	8.1	204
23	2.25	1,047	8.1	206
24	2.34	1,048	8.1	206
25	2.44	1,049	8.1	206
26	2.54	1,050	8.1	206
27	2.64	1,051	8.4	212
28	2.73	1,052	8.4	214
29	2.83	1,053	8.5	216
30	2.93	1,054	8.6	217
31	3.03	1,055	8.6	217
32	3.13	1,056	8.7	219
33	3.22	1,057	8.7	221
34	3.32	1,058	8.7	221
35	3.42	1,059	8.7	221
36	3.52	1,060	8.9	225
37	3.61	1,061	9.0	227
38	3.71	1,062	9.2	232
39	3.81	1,063	9.4	237
40	3.91	1,064	9.4	237

(注)全労働者数

2,530

(注) 「令和5年最低賃金実態調査」における「広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経過表

(製鉄業、鋼材、鋳鉄物、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業)

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成16年度	772	5	0.7	1.6	1.6
平成17年度	777	5	0.6	1.0	1.1
平成18年度	784	7	0.9	1.1	1.3
平成19年度	797	13	1.7	1.4	1.6
平成20年度	810	13	1.6	1.6	2.5
平成21年度	814	4	0.5	3.4	3.6
平成22年度	823	9	1.1	3.6	4.2
平成23年度	827	4	0.5	4.3	4.7
平成24年度	834	7	0.8	2.1	2.8
平成25年度	847	13	1.6	2.0	4.9
平成26年度	864	17	2.0	4.2	6.0
平成27年度	882	18	2.1	9.4	11.1
平成28年度	901	19	2.2	5.0	7.4
平成29年度	922	21	2.3	5.6	8.0
平成30年度	946	24	2.6	6.3	7.5
令和元年度	969	23	2.4	6.2	8.7
令和2年度	970	1	0.1	6.8	8.5
令和3年度	995	25	2.6	5.1	5.4
令和4年度	1024	29	2.9	5.5	6.7

(注)資料出所:毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」